同志社女子大学における研究活動の不正行為防止及び対応に関する規程

2017年３月25日
制定

改正　2021年３月27日　2024年２月24日
2024年12月21日　2026年２月28日

（目的）

第１条　この規程は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の趣旨に則るとともに、同志社女子大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　研究活動上の不正行為

研究者等が、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為

ア　同志社女子大学研究倫理規準（以下「研究倫理規準」という。）第10条第４項各号の不正行為（以下「特定不正行為」という。）

イ　研究倫理規準第10条第６項の不正行為

ウ　研究倫理規準第11条第２項の不正行為

エ　その他研究活動上の不適切な行為

（２）　研究者等

本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる全ての者

（３）　告発者

顕名により、連絡先を開示して、告発窓口に書面、ＦＡＸ、電子メール、電話、面談又はその他の方法（以下「書面等」という。）により不正行為に関する告発（以下「告発」という。）を行った者（第９条第３項の規定により告発した者を含む。）

（４）　被告発者等

告発を受けた者（以下「被告発者」という。）及び被告発者に関係する調査の対象者

（研究者等の責務）

第３条　研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

２　研究者等は、本学が指定する研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

３　研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（最高管理責任者）

第４条　学長は、最高管理責任者として研究倫理の向上及び不正行為の防止及び不正行為が発生した場合の対応について、最終責任を負い、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

（統括管理責任者）

第５条　学術情報部長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、本学における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関して、全体を統括管理する責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

（研究倫理教育責任者）

第６条　学部・研究科等の長は研究倫理教育責任者として、当該学部・研究科等に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。学術情報主任は研究倫理教育責任者を補佐する。

（研究倫理委員会の設置）
第７条　本学に、研究者等による不正行為を防止するため、研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を設置する。倫理委員会に関する事項は、別に定める。
（告発窓口）
第８条　告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、学術情報部学術研究支援課に告発窓口を置く。
２　告発窓口の責任者は、学術研究支援課長とする。
（告発の受付体制等）
第９条　研究活動上の不正行為が存在すると疑う者は、書面等により、告発窓口に対して告発することができる。
２　告発は、原則として、顕名により、告発者の連絡先、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者、研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
３　匿名による告発があった場合、告発窓口の責任者は、倫理委員会委員長（以下「委員長」という。）と協議の上、これを受け付けることができる。
４　告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、学長及び委員長に速やかに報告する。学長は、当該告発に関係する学部・研究科等の長に、その内容を通知する。
５　告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知する。
６　新聞等の報道機関、研究者コミュニティ、インターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者、研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、委員長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。
７　第１項による告発は、当該告発に係る事実が発生した翌日から起算して、10年以内に行わなければならない。ただし、博士論文又はそれに準ずる学位論文における研究活動上の不正行為の場合は、この限りではない。
（告発の相談）
第10条　研究活動上の不正行為が存在すると疑う者で、告発の是非や手続について疑問がある場合は、告発窓口に対して書面等により相談をすることができる。
２　告発窓口の職員は、告発の意思を明示しない相談があった場合において、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認する。
３　相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、研究活動上の不正行為への関与を求められている等のときは、告発窓口の責任者は、学長及び委員長に報告する。
４　学長は、前項の報告があった場合において、その内容を確認し、委員長と協議の上、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行う。
（告発窓口の職員の義務）
第11条　告発窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。
２　告発窓口の職員は、告発を受け付ける際には、面談による場合は個室にて実施し、書面等による場合はその内容を他の者が見聞できないような措置を講じる等、適切な方法で実施しなければならない。
３　前２項の規定は、告発の相談についても準用する。
（秘密保護義務）
第12条　この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。
２　学長及び委員長は、告発者、被告発者等、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者等の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
３　学長は、調査中の事案が外部に漏洩した場合、委員長と協議の上、告発者及び被告発者等の了解を得て、調査手続の継続中でも、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者、被告発者等の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4　学長、委員長及びその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡若しくは通知をする場合、これらの者の人権、名誉、プライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

（告発者の保護）

第13条　学部・研究科等の長は、告発したことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2　本学に所属する全ての者は、告発したことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3　学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、適切な措置を講じる。

4　学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者等の保護）

第14条　本学及び本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2　学長は、相当な理由なしに、被告発者等に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、適切な措置を講じる。

（悪意に基づく告発）

第15条　何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この規程において、「悪意に基づく告発」とは、被告発者等を陥れるため、被告発者等の研究を妨害するため等、専ら被告発者等に何らかの不利益を与えること又は被告発者等が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2　学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、適切な措置を講じる。

3　学長は、前項の措置を講じたときは、当該事案に係る研究費等の資金配分機関、文部科学省その他関係省庁（以下「関係機関等」という。）に対して、その措置の内容等を報告する。

（予備調査の実施）

第16条　第９条に基づく告発があった場合又は委員長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、委員長は倫理委員会の下に予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。ただし、書面等の内容から当該行為が研究活動上の不正行為に該当しないことが明らかな場合、予備調査委員会は予備調査を実施しないことができる。

2　予備調査委員会は、３名の倫理委員会委員によって構成するものとし、委員長が倫理委員会の議を経て指名する。

3　予備調査委員会委員長は、予備調査委員の中から、委員長が指名する。

4　予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求めること又は関係者にヒアリングを行うことができる。

5　予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

（予備調査の方法）

第17条　予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、本調査実施の可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2　予備調査委員会は、告発を受け付ける前に取り下げられた論文等に対してなされた告発に基づいて予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為の問題として調査すべきものか否か精査し、判断する。

（本調査実施の決定等）

第18条　予備調査委員会は、その設置の日から起算して30日以内に、予備調査結果を倫理委員会に報告する。

2　倫理委員会は、予備調査結果を踏まえ、協議の上、本調査を行うか否かを直ちに決定する。

3　倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、告発者、被告発者等に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

4　倫理委員会は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して学長及び告発者に

通知する。この場合において、予備調査に係る資料等は、関係機関等又は告発者の求めがあったときに開示することができるよう保存しておかねばならない。なお、被告発者が予備調査に協力した場合は、被告発者にも本項の通知を行うものとする。

5　倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、その旨を学長に報告する。

6　学長は、前項の調査事案が特定不正行為に該当する場合、関係機関等に本調査を行う旨を報告するとともに、被告発者等の所属する学部・研究科等の長に通知する。被告発者等の所属が当該事案発生当時と異なる場合は、当時所属していた学部・研究科等の長にも通知する。

7　学長は、第５項の調査事案が第２条第１号イからエに規定する行為のいずれかに該当する場合は、必要に応じて、前項に定める報告又は通知を行う。

（調査委員会の設置）

第19条　倫理委員会は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、その議決により調査委員会を設置するとともに、その委員（以下「調査委員」という。）を選任し、その旨を学長に報告する。

2　調査委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。

3　調査委員は、次の各号に掲げる者とする。ただし、調査委員は告発者及び被告発者等と直接の利害関係を有しない者とする。

（１）　倫理委員会の委員長又は委員　１名

（２）　委員長が倫理委員会の議を経て指名した有識者　若干名

（３）　法律の知識を有する外部有識者（弁護士を含む）　若干名

4　調査委員会委員長は、調査委員の中から委員長が指名する。

（本調査実施の通知及び調査委員に関する異議申立て）

第20条　倫理委員会は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名及び所属を告発者、被告発者等に通知する。

2　前項の通知を受けた告発者又は被告発者等は、当該通知を受けた日から起算して７日以内に、倫理委員会に対して、書面により調査委員に関する異議を申し立てることができる。

3　倫理委員会は、前項の異議申立てがあった場合、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者、被告発者等に通知する。その内容が妥当でないと判断したときは、異議を申し立てた告発者、被告発者等にその旨を通知する。

4　前項の決定に対しては、異議を申し立てることができない。

（本調査の実施）

第21条　調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始する。

2　調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

3　調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う。

4　調査委員会は、被告発者等に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

5　調査委員会は、被告発者等に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。再実験は調査委員会の指導・監督の下で行うこととし、それに要する期間、機会、機器の使用等については合理的に必要とされる範囲内において保障する。

6　告発者、被告発者等及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べる等、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

（本調査の対象）

第22条　本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動とする。なお、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者等の他の研究活動を含めることができる。

（証拠の保全）

第23条　調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとる。

2　調査委員会は、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でない場合、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料その他関係書類を保全する措置をとるよう、当該

研究機関に依頼する。
3　調査委員会は、前２項の措置に必要な場合を除き、被告発者等の研究活動を制限してはならない。
（本調査の中間報告）
第24条　調査委員会は、関係機関等から中間報告の求めがあった場合、調査手続の継続中でも、倫理委員会に本調査の中間報告を行う。
2　委員長は、前項の中間報告について、学長に報告する。学長は、当該関係機関等に中間報告書を提出する。
（調査における研究又は技術上の情報の保護）
第25条　調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮する。
（不正行為の疑惑への説明責任）
第26条　本調査において、被告発者等が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
2　被告発者等は、前項の場合において、調査委員会に対し、再実験等を申し出ることができる。調査委員会は、その必要性を認めるときは、被告発者等に対し、第21条第５項に定める保障を与えなければならない。
（認定の手続）
第27条　調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かを認定する。
2　前項にかかわらず、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合、その理由及び認定の予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得る。委員長は、その旨を学長に報告する。
3　調査委員会は、不正行為が行われたと認定した場合、その内容及び悪質性の程度、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他の必要な事項について認定するものとする。
4　調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、その旨の認定を併せて行う。
5　前項の認定を行うに当たっては、告発者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
6　調査委員会は、本条第３項及び第４項に定める認定が終了したときは、倫理委員会に直ちに報告する。
7　委員長は、前項の報告を受けた場合、その内容を学長に直ちに報告する。
（認定の方法）
第28条　調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者等の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
2　調査委員会は、被告発者等による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
3　調査委員会は、被告発者等の弁明、その他証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができない場合は、不正行為と認定することができる。生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、関係書類等の本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者等が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合も同様とする。
（決定、通知及び報告）
第29条　倫理委員会は、調査委員会の調査結果に基づき、不正行為か否かを決定する。
2　倫理委員会は、調査委員会が第27条第４項の認定を行った場合、その調査結果に基づき、告発が悪意に基づくものであったか否かを決定する。
3　委員長は、前２項の決定について学長に報告する。
4　学長は、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者等に速やかに通知する。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
5　学長は、前項の通知に加えて、調査結果を関係機関等に報告する。

6　学長は、本条第２項により悪意に基づく告発との決定があった場合において、その決定を告発者、被告発者等に通知するとともに、第18条第６項及び第７項に定める報告又は通知をした者に対し、同様に通知する。告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

（不服申立て）

第30条　前条第１項に基づき、研究活動上の不正行為が行われたものと決定された被告発者等は、通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に対して根拠を示して書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2　前条第２項に基づき、告発が悪意に基づくものと決定された告発者（被告発者等の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と決定された者を含む。）は、前条第６項による通知を受けた日から起算して14日以内に、学長に対して根拠を示して書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

3　学長は、前２項による不服申立てがあった場合は、その旨を委員長に報告する。また、告発者、被告発者等に通知するとともに、前条第４項から第６項に基づき通知又は報告した者に、同様に通知する。

4　学長が本条第１項及び第２項による不服申立てを受けたときは、調査委員会において不服申立ての妥当性及び再調査を実施するか否かを審査し、決定する。

5　学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。

6　前項に定める調査委員の交代又は追加は、第19条第１項から第３項に定める調査委員の選任に準じて倫理委員会が行う。

7　前２項により新たに調査委員となった者の通知及び異議申立てについては、第20条を準用する。

8　調査委員会は、本条第４項の決定を倫理委員会に報告する。

9　委員長は、前項の報告を学長に報告する。学長は告発者、被告発者等に対して再調査を行うか否かを通知するとともに、前条第４項から第６項に基づき通知又は報告した者に、同様に通知する。

10　不服を申し立てた者（以下「不服申立人」という。）は、本条第４項の決定に対して、再び不服申立てをすることはできない。

（再調査）

第31条　前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。

2　前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに倫理委員会に報告する。

3　前項の報告について、委員長は、学長に報告する。報告を受けた学長は、不服申立人に対し、その決定を通知する。

4　調査委員会は、第30条第１項の不服申立てに基づき再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに倫理委員会に報告する。

5　調査委員会は、第30条第２項の不服申立てに基づき再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して30日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに倫理委員会に報告する。

6　前２項にかかわらず、規定の期間内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由があるときは、調査委員会はその理由及び決定予定日を付して倫理委員会に申し出て、その承認を得る。委員長はその旨を学長に報告する。

7　倫理委員会は、再調査の結果に基づき、第29条第１項又は第２項の決定を変更するか否かを決定する。委員長は、この決定を学長に報告する。

8　学長は、前項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者等に通知する。被告発者等が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、関係機関等に報告する。

9　不服申立人は、再調査による倫理委員会の決定に対して、再び不服を申し立てることはできない。

（調査結果の公表）
第32条　学長は、研究活動上の不正行為が行われたと決定された場合、速やかに調査結果を公表する。
2　前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査の方法・手順等を含むものとする。
3　前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しない。
4　研究活動上の不正行為が行われなかったとの決定がなされた場合には、調査結果を公表しない。ただし、被告発者等の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。
5　前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者等の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
6　学長は、悪意に基づく告発が行われたとの決定がなされた場合、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査の方法・手順等を公表する。
（本調査中における一時的措置）
第33条　学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者等に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
2　学長は、資金配分機関から、被告発者等の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じる。
（研究費の使用中止）
第34条　学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命じることができる。
（論文等の取下げ等の勧告）
第35条　学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。
2　被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
3　学長は、被認定者が第１項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。
（措置の解除等）
第36条　学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
2　学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。
（処分）
第37条　学長は、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、「学校法人同志社懲戒規程」の手続に従い処分が科されたときは、関係機関等に対して、その処分の内容等を報告する。
2　学長は、悪意に基づく告発が行われたと決定されたことにより、当該告発者に対して、「学校法人同志社懲戒規程」の手続に従い処分が科されたときは、関係機関等に対して、その処分の内容等を報告する。
（是正措置等）
第38条　倫理委員会は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、学長に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告する。
2　学長は、前項の勧告に基づき、関係する学部・研究科等の長に対し、是正措置等をとることを命

じる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとる。
３　学長は、前項に基づいてとった是正措置等の内容を関係機関等に対して報告する。
（事務）
第39条　この規程に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が取り扱う。
（改廃）
第40条　この規程の改廃は、倫理委員会、常任委員会、評議会の議を経て、学長が決定する。
附　則
この規程は、2026年４月１日から施行する。